

遺言の日記念行事のお知らせ

遺言の日とは...

4月15日（ヨイ イゴン）を「遺言の日」とし、全国の弁護士会で法律相談などを行っています。

愛知県弁護士会では、下記の通り記念行事を開催致します。

遺言の書き方や相続問題、その他介護の問題でもかまいません。聞きたい！知りたい！という方はぜひお電話下さい。

開催行事

《 弁護士による無料電話相談会 》

【日時】 平成31年4月15日（月）13:00～15:00

【内容】 弁護士による無料電話相談（遺言、相続、介護問題などの相談）

※事前予約は不要です

【電話番号】 052-223-2355

【相談料】 無料（通常の通話料のみかかります）

【相談時間】 お一人様20分程度



愛知県弁護士会公式キャラクター
「ひまるん」

—— お問い合わせは ——

愛知県弁護士会 業務・広報係 TEL：052-203-0730